○農林水産省告示第二千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市西浅井町黒山字烏谷二一二、字金谷二五の一、字臼谷三〇三、字葛谷五八〇、西浅井町大浦字大門二二一七、二二一七の一、二二一八の二から二二一八の四まで、字大ツ組二二二〇、二二二〇の二、二二二〇の三、字小ツ組二二二一、字三位二二二二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　保安林の所在場所　秋田県大館市比内町大葛字牛ヶ岱一〇、字ホッパ沢一五の一、一五の三、一六の一から一六の三まで、字金山沢口三六の一、三六の二、四九の一、四九の二、五〇、五一の四から五一の六まで、字弟ヶ沢一八の一、字芦内口山根一六の五、一六の七、一六の九から一六の一二まで、一七の一、三三の三、字大葛八〇、字大指部二、三の一、三の二、一〇の一、一〇の三、六九の一、字休間内沢七三の三

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　秋田県北秋田市小又字浦支内六九の三（次の図に示す部分に限る。）、七〇の一、阿仁小様字土倉川向一三、字陰沢一七、二三の二、三一の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字浦支内六九の三・七〇の一・字土倉川向一三・字陰沢三一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百三十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の三の十六第一号の規定により、公示する。

平成二十五年七月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録年月日　平成二十五年七月三日

(二)　登録番号　31

(三)　登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名　消防施設工事協会（代表者　会長　橋爪　毅）

(四)　登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地　消防施設工事協会　東京都千代田区九段南三丁目二番地二　森ビル3階

(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日　平成二十五年七月三日

(六)　登録基幹技能者講習の種目　登録消火設備基幹技能者

○海上保安庁告示第百四十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十八日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三二度、北緯四〇度一〇分、東経一四二度、東経一四八度三〇分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年八月一日から平成二十五年八月十七日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第三十号（平成二十五年八月二日発行）、二管区水路通報第二十七号（平成二十五年七月十二日発行）、三管区水路通報第二十七号（平成二十五年七月十九日発行）

○関東地方整備局告示第三百三十四号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川烏川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号を次のように改める。

平成二十五年七月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

関係図面のうち、第三百二十九号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十七年七月四日付け群馬県告示第二百九十二号に係る土地の区域のうち、次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第三百三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　公益社団法人山梨県建設技術センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	河西　邦夫
変更後	小池　一男

(2)　変更年月日　平成二十五年五月三十一日